

学校規模の適正化を検討する上での留意点

1 検討体制（検討の進め方）に関する留意点（文部科学省手引 18～22 ページ）

【留意点】

- 学校規模の適正化（以下、「統合等」という。）は、児童生徒の教育環境をより良くすることを第一に考えること。
- 統合等について検討を始める基準を下回った場合においても、一方的に統合等を進めるのではなく、保護者や地域と十分に協議し、合意形成を図った上で進めること。
- 異なる中学校区に属する小学校について統合等を行う場合は、中学校区の見直しについても合わせて検討すること。
- 統合等に伴い適切な通学手段を確保できない場合や過去に統合等の経過があり性急に再度の統合等を行うことが児童生徒や保護者にとって負担になると考えられる場合など、統合等により適正規模化を進めることが困難な場合には、小規模校のまま存続させることも合わせて検討すること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・人数が減ったから統合するというのではなく、人数が減ったときに「どうすれば学校が活性化するか」を考える中での1つの方法として統合を検討すべきである。

2 通学に関する留意点

(1) 通学条件（文部科学省手引 15～17 ページ・26～27 ページ）

【留意点】

- 児童生徒の通学条件は以下に示す距離を基準とし、統合等に伴い基準を超える場合にはスクールバスや公共交通機関の活用を検討し、通学時間が概ね1時間以内となるよう配慮すること。

<通学条件>

校種	通学距離	通学手段
小学校	<u>4 km</u> 以内	徒歩
中学校	<u>6 km</u> 以内	徒歩または自転車 <u>※自転車通学が可能な範囲は各学校で設定する。</u>

- 統合等に伴い、学校の位置を決定するに当たっては、施設の老朽度等を勘案しつつ、通学にかかる児童生徒の負担や安全面等に配慮し、適切な位置に決定すること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・片道4 kmの距離を徒歩で通学するのは大変である。
- ・統合により閉校となった小学校区では4 kmという定義には収まらない。
- ・統合すると校区が広がるため、校舎の位置が問題となる。

(2) 通学路の安全確保 (文部科学省手引 27～28 ページ)

【留意点】

- 統合等に伴い新たに通学路を設定する際には、学校及び保護者、地域と十分協議・点検を行った上で安全な経路を設定するとともに、定期的な安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底すること。
- 地域と連携し、統合後の校区全体で児童生徒の登下校を見守る体制を整備すること。
- 必要に応じて、道路管理部局や警察等と連携し、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機等の整備を行うこと。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・歩道のない道路を通行するなど危険と隣り合わせの状況で通学する児童もいる。

3 施設整備に関する留意点 (文部科学省手引 25～26 ページ)

【留意点】

- 統合等に伴い校舎を新築する場合は、バリアフリー化やICT機器の整備など、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現を図ること。
- 統合等により廃止される学校についても、統合までの間は必要な整備を行うこと。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・統合に伴い校舎を新增築する場合には、トイレの洋式化など時代に即した整備を行うことができる。
- ・統合を検討する必要が生じた際には、施設面での充実についても配慮する必要がある。
- ・統合してもすぐに新しい学校には行けないので、現状の学校施設の課題については対応していただきたい。

4 児童生徒の環境変化への対応に関する留意点 (文部科学省手引 28～29 ページ)

【留意点】

- 統合等に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化することから、児童生徒の不安等を軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、以下に示す取組等を検討すること。
 - ①統合等に先立って、学校行事等において関係校の児童生徒同士の交流を行う
 - ②統合等に先立って、学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について関係校間で調整を行う
 - ③統合等に関係する学校に在籍していた教員を一定数配置するとともに、必要に応じて教員の加配を行う
 - ④小規模校出身の児童生徒が活躍できるような機会を意図的に設定する
 - ⑤児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施する
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、統合等の前後で一貫した支援等を行うため、「個別の教育支援計画」等を確実に引き継ぐなど、一層きめ細かな配慮を心がけること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・児童生徒数等の環境が異なる学校同士を統合する場合には、これまで育ってきた環境に十分配慮する必要がある。

5 地域との関わりに関する留意点

(1) 関係の希薄化防止（文部科学省手引 29 ページ）

【留意点】

- 統合等に伴い地域から学校がなくなることにより、学校や児童生徒と地域との関係が希薄化しないよう、各地区の行事と連携した学校行事を計画するなど地域に密着した学校運営に取り組むこと。
- 各地区のニーズを学校運営に反映できるよう、PTA役員や学校運営協議会委員を各地区から選出するなどの工夫を検討すること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・学校がなくなったとしても地域との繋がりをどのように保っていくかということも含めて統合を検討すべきである。

(2) 保護者や地域との協働による魅力ある学校づくり（文部科学省手引 23～25 ページ）

【留意点】

- 統合等は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機となることから、統合等に当たっては、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となって地域の特色を生かした魅力ある学校づくりについて協議する場を設けること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・統合する際には、新しい学校だからこそできる特色のある学校づくりについて議論し、それに対する支援を行政に求めればよい。
- ・統合を契機に、学校の特色を前面に出し、地域や保護者も含めてアピールすればよい。

(3) 跡地活用（地域コミュニティの拠点としての学校）（文部科学省手引 29～30 ページ）

【留意点】

- 統合等により廃校となる学校施設の活用については、迅速かつ慎重に活用方法を検討することとし、検討に当たっては、地域コミュニティの拠点としての機能に十分に配慮するよう、市当局に働きかけること。

【これまでの審議会で出された主な意見】

- ・統合後の学校跡地については、統合決定後速やかに活用方法を検討していただきたい。